

# 島根県有機農業推進計画

平成20年3月25日  
島 根 県

「有機農業の推進に関する法律（平成18年12月法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）及び「有機農業の推進に関する基本的な方針」（平成19年4月27日。以下「基本方針」という。）に基づき、また、「島根県『環境農業』推進基本方針」に則り、「島根県有機農業推進計画」を定める。

## 1 有機農業の現状と今後の方向

### (1) 有機農業の現状と課題

本県における有機農業は、その栽培技術の開発・普及、販路開拓を、主として農業者自らが行う、ごく限られた範囲での取組みであったため、通常の慣行農業に比べ、生産者・生産量がきわめて少なく、試験研究や普及の対象も部分的な取組みに終わっていた。

近年、長年有機農業に取り組んできた成果が認められ、学校給食を始めとする地産地消や都会の消費者と結びついた販売を拡大しつつある地域や、新しく参入した農業生産法人等による有機 JAS 農産物の産地形成が見られるなど、本県の有機農業は各地で盛んになりつつある。

そこで、県として『環境農業』の核となる有機農業を推進するにあたって、今まで民間主導で進められてきた農業技術の収集・実証や、新規技術の研究・開発、栽培技術の普及指導、生産環境の整備、有機農業実践者の育成、その産物の販路開拓や、消費者の啓発など、総合的に取り組む必要がある。

### (2) 関連施策の推進状況

本県では、消費者の安全・安心志向及び環境保全意識が高まる中、農業生産における環境負荷軽減と農業のもつ資源循環機能の維持増進を図るため、「島根県エコロジー農産物推奨制度」（平成12年4月、以下「エコ農産物推奨制度」という。）を始めとして、「キラリと光る島根の『環境農業』対策事業」（平成19年7月、以下「『環境農業』対策事業」という。）等により、生産者だけでなく消費者も共に、県民全体が共通認識の下に『環境農業』を推進している。

### (3) 有機農業の今後の推進方向

本県では「県民条例」により、県民の健やかで豊かな暮らしの根幹である、食・環境などを支える『環境農業』を、県民と一体となって推進することとしており、その究極にある有機農業についても、今後県として積極的に推進していく。

## 2 基本方針に基づく取組みの本県における具体的な推進事項

### (1) 農業者が有機農業に容易に従事することができるようにするための取組の推進

#### ア 既存技術の実証

すでに有機農業に取り組む一定の成果をあげている者の協力を得、既存の栽培方法等の実証を行う。

#### イ 新規技術の開発・確立

戦略的研究課題「島根の『環境農業』推進技術の確立と普及」等により、本県の条件に適した環境保全型農業技術の開発・確立に取り組むとともに、有機農業技術のマニュアル化を図り、現地実証を行う。

#### ウ 有機農業の普及

有機農業に関する相談、指導を行う普及指導員を育成・配置し、ア、イによる技術の速やかな普及に努める。

#### エ 新たに取り組む者への支援

有機農業を目指す者が、身近に相談することのできる窓口の設置を市町村等に働

きかけ、現場に直結した相談体制の構築に努める。

また、既存の取組者や有機農業の推進に取り組む民間団体等の協力を得、研修受け入れや講習会の開催等、技術習得に向けた支援を推進する。

オ 有機 JAS 農産物認証の支援

有機 JAS 農産物の認証を希望する生産者に対して、必要な支援措置を講ずる。

(2) 農業者その他の関係者が有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に積極的に取り組むことができるようにするための取組の推進

ア 有機農業により生産される農産物の生産促進

消費者・実需者のニーズに合致した農産物の生産支援を行うとともに、除草等有機農業を行う上で困難な作業について、施設、機械の導入を図るための支援措置等の活用をすすめ、生産促進を支援する。

また、市町村、団体等関係機関においても、地域の実情や消費者・実需者のニーズに合った農産物の生産支援策を講ずるよう働きかける。

イ 販路開拓・拡大支援

農業者、農業団体等と流通業者、販売業者が連携・協力して、有機農業により生産される農産物の流通、販売、及び利用の拡大が図られるよう、情報収集・発信、商談の場作りなどに努め、農業者が従来行ってきた消費者との直接販売についても、一層の販路開拓・拡大の支援を行う。

また、市町村、団体等関係機関においても、地域の実情や消費者・実需者のニーズに合った販売支援策を講ずるよう働きかける。

(3) 消費者が容易に有機農業で生産される農産物を入手できるようにするための取組の推進

ア 県独自認証制度による推奨

県エコロジー農産物推奨制度を活用し、有機農業によって生産された農産物を区別して推奨することで、消費者が容易に判別できるような仕組みづくりを行う。

(4) 有機農業者その他の関係者と消費者との連携の促進

ア 県民理解の促進と消費拡大

環境農業の意義と必要性への理解を深めるため、「『環境農業』対策事業」により消費者及び流通業者に宣言を呼びかけ、県民理解の促進と消費拡大を図る。

イ 交流・連携の促進

食育、地産地消、農業体験学習、都市農村交流等による有機農業者等と消費者の交流の場づくりや、取り組みの推進に努める。

また、市町村、団体等関係機関においても、地域の実情や参加者のニーズに合った交流・連携の支援策を講ずるよう働きかける。

(5) 農業者その他の関係者の自主性の尊重

ア 意見の聴取と反映

有機農業実践者を「島根県『環境農業』推進協議会」(以下「協議会」という。)の委員に委嘱し、意見を聴取する場を設けるとともに、必要に応じ各種意見集約の場を積極的に設定し、施策への反映に努める。

イ 地域の実情及び関係者の意向に沿った有機農業の推進

有機農業による農産物の生産、流通、または販売を画一的に進めることのないよう十分に留意し、有機農業の推進に努める。

### 3 推進方法

(1) 調査の実施と意見の反映

有機農業の推進に必要な施策を検討するために、生産、流通及び販売状況の把握や消費者ニーズの把握等、必要に応じて調査を実施する。

また、「協議会」や各種調査等の結果を活用し、推進にあたっては様々な立場の者からの意見の反映に努める。

(2) 関係機関等との連携

ア 国との連携

国との連携を密にし、国の把握する研究開発技術や各種調査結果、また国の行う事業等を活用し、効率的な有機農業の推進を図る。

イ 関係部局との連携

行政から研究及び普及組織の連携、また、食育・地産地消・都市農村交流・流通販売等にも関わることから、他部局との連携を図り、一体的な推進に努める。

ウ 市町村との連携

市町村の有機農業推進計画策定を促し、各市町村段階における推進体制の強化を図ると共に、必要な支援を行うこととし、協力・連携して有機農業の推進を図る。

エ 農業団体との連携

J A等の農業団体とも協力・連携して有機農業の推進を図る。

オ 民間団体等との連携

農業者及び関係者だけではなく、広く県民の理解と協力を得て進めるために、有機農業の推進に自主的に取り組む民間団体、流通・販売業者、消費者団体等を把握し、協力・連携して有機農業の推進を図る。

( 3 ) 推進計画の見直し

有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の大きな変化や、施策の推進状況等によって本計画の見直しが必要な場合は、適時適切に検討することとする。